

政 委 第 2 8 号
平成 23 年 12 月 9 日

国土交通省独立行政法人評価委員会
委員長 家 田 仁 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡 素 之

平成 22 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 23 年 9 月 16 日付けをもって貴委員会から通知のあった「国土交通省所管独立行政法人の平成 22 事業年度業務実績評価について」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年 4 月 26 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も

行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

平成22年度における国土交通省所管20法人（土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（内部統制の充実・強化）

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」（平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項（重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びにミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応（以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。）を示したところである。

1 内部統制に関する評価の状況

(1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等（27法人）の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等（2法人）となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5府省の独立行政法人評価委員会等（6法人）でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況については、不十分であったものが20法人中2法人（海技教育機構、航空大学校）みられた（平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった3法人は今回言及されていた。）

今後の評価に当たっては、貴委員会の見解を評価結果において明らかにした上で、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書^(注1)、平成21年度業務実績の評価に関する二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置された第三者委員会等の報告書^(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4とともに今後の評価において参考とされたい。

(注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月公表）では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果

たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。

(注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、

震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【港湾空港技術研究所】

- ・ 効果的な研究体制の整備について、貴委員会の評価結果をみると、「高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応するため、研究センターの改編など研究体制の見直しを図り、限られた人数で効率的な研究が行われていることは高く評価できる。具体的には、津波災害が太平洋沖で頻発している状況を受けて、タイムリーに津波防災研究センターをアジア・太平洋沿岸防災研究センターに改編している。このことは、東北地方太平洋沖地震・津波後において、迅速な災害調査活動を展開し、他機関に先駆けて調査成果を挙げることに繋がっており、極めて高く評価できる」等として「SS」評定（「特筆すべき優れた」実績を上げている）としている。

しかしながら、アジア・太平洋沿岸防災研究センターは、国内外の沿岸地域における地震・津波等の災害及び被害の軽減に関する研究について、高度化・多様化する研究ニーズに迅速に対応するために改編した組織であり、東北地方太平洋沖地震・津波への対応は本来のミッションであることから、このことをもって、「SS」評定とし、中期目標・年度計画において想定していた範囲を量的かつ質的にはるかに超えて事前には実現することが極めて困難と考えられた実績を上げているとの説明にはならない。

今後の評価に当たっては、アジア・太平洋沿岸防災研究センターについて、その役割・ミッションを精査の上、評定の理由、根拠等を明らかにし、厳格な評価を行うべきである。

【電子航法研究所】

- ・ 岩沼分室については、東北地方太平洋沖地震・津波の発生により研究に不可欠な実験用航空機、GNSS実験設備等の主要な機材等が全損しており、法人から貴委員会に対して被災状況の報告が行われ、議論がされているところである。しかしながら、貴委員会の評定理由をみると被災状況についての記述がない。

今後の評価に当たっては、貴委員会において、評価結果の判定に影響を与える事象があった場合には、国民の理解に資する観点から評定理由等において言及すべきである。

【自動車事故対策機構】

- 生活資金貸付業務については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18年11月27日)の「第2 融資等業務の見直し」において、「生活資金貸付業務については、人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図るものとする」との指摘を行っている。また、本法人の第2期中期計画においても、「債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図る」とこととされている。

本法人は、平成19年度及び20年度において債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによるコスト削減を行っていたものの、20年度までにコスト要因分析を完了したことを理由として21年度以降コスト要因の分析を行っておらず、また、貴委員会の評価結果をみると、そのことについて指摘していない。

今後の評価に当たっては、生活資金貸付業務の効率化を図る観点から、当委員会の指摘に沿って、債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによる更なるコスト削減の取組を促し、その適切性について評価を行うべきである。

【空港周辺整備機構】

- 随意契約の見直しについて、貴委員会の評価結果をみると、競争性のない随意契約について見直し計画の目標を達成したほか、一般競争入札等における一者応札・一者応募案件が0件となったことをもって、「S」評定(「優れた」実績を上げている)としているが、貴委員会においては、「S」評定を付するに当たっては、目覚ましく業務を実施していることが必要(単に順調に目標を達成しているのみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容が必要)であるとしている。

本法人の平成22年度の契約状況については、随意契約によることが真にやむを得ない契約5件を除き全て一般競争入札等になっており、かつ一者応札・一者応募案件も

ない状況になっているが、21年度で既に、競争性のない随意契約は7件、一般競争入札等における一者応札・一者応募案件も2件まで減少しており、見直し計画に沿った取組が進められている。よって、平成22年度が、単に順調に目標を達成しているのみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容があるとまでは言い難い。

今後の評価に当たっては、経年的な事実関係等も的確に把握・分析し、厳格な評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果
についての意見

【土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査及び海上災害防止センター】

上記 11 法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 22 年 11 月 26 日付け政委第 30 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 34 条第 3 項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。